

オンライン登記申請

講師：原田克明

- 1 オンライン登記申請に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
 - ア 書面で作成されている添付情報である図面のサイズが A3 判サイズより大きい場合でも、縮小することなく原寸で分割スキャンしたファイルを添付しなければならない。
 - イ 申請先の登記所が遠方で、所有権の登記のある土地の合筆登記申請をする場合、代理権限証書に郵送交付の旨を記載してあれば、調査士報告方式で申請しても書面の登記識別情報を郵送交付してもらうことが出来る。
 - ウ 登録免許税の納付を必要とする申請で、申請時に登録免許税の納付をした後に取り下げをする場合、代理人が支払い済の登録免許税の還付を受け取るには、代理権限証書に「登記に係る登録免許税の還付金を受領すること」の記載が必要である。
 - エ 調査士報告方式で申請する場合、当該方式の専用様式の申請用テンプレートを利用することが求められているが、申請用総合ソフトを利用する場合で、同ソフトの専用様式テンプレート集が提供されるまでの当分の間は、テンプレート集が提供されている従来の様式で申請しても差し支えない。

正解 イ

- 2 オンライン登記申請に関する次の記述のうち、誤っているものはどれか。
 - ア 土地分筆登記の申請で、調査士報告方式で申請する場合、電子署名がされていれば図面を PDF ファイルで提供しても差し支えない。
 - イ 登録免許税の納付がある連件登記申請（例：合筆と分筆）では、連件申請内の登録免許税の納付方法が全て電子納付のみであり、かつ、納付情報の「氏名または法人団体名」（納付者氏名カナ）が全て同一の場合にのみ、申請時に登録免許税の一括納付を希望することができる。
 - ウ 土地所在図等を伴わない申請又は嘱託における添付情報の補正の場合は、当該補正に係る部分のみ（差分）を補正情報と共に添付して送信すれば足りる。ただし、土地所在図等を伴う申請の補正の場合は土地所在図等に補正がなくても土地所在図等を補正情報と共に添付しなければならない。
 - エ 添付した書面である添付情報の電磁的記録が不鮮明、真正性に疑義がある場合、あるいは調査士報告方式の要件を満たしていない場合、登記官は当該添付情報の原本の提示を求めることができる。このことから、書面である添付情報の原本は登記完了まで調査士等が保持していなければならない。

正解 ア